



発 明

訂正情報

書籍 25～26 頁コラム中の「特許電子図書館」が，刊行後の 2015 年 3 月 20 日にサービスを終了し，「特許情報プラットフォーム」（<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/web/all/top/BTmTopPage>）へと模様替えされた。

よって，本文を次のように変更する。

25～26 頁：上述したように，永久機関は自然法則に反すると考えられているが，それでも「永久機関」をキーワードに「特許情報プラットフォーム」で検索してみると，2015 年 6 月 15 日現在，71 件の特許関連公報がヒットする（！）。発明の名称が永久機関になっているものもあるし，永久機関を構成の一部に含んでいる発明もある。出願人の熱い思いが伝わってくるが，特許登録されているものは見当たらない。

ブラウザに <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/web/all/top/BTmTopPage> と打ち込むと，「特許情報プラットフォーム」のトップページにアクセスできる。デフォルトで「特許・実用新案を探す」という検索メニューが表示されるので，あとは右隣のボックスに「永久機関」の語を入力して検索すればよい。

フォローアップ

法改正

とくになし。

判 例

とくになし。

審査基準の改訂

とくになし。

補足情報（付加説明，参考文献紹介）

本 文

2 自然法則の利用

III 自然の力や性質を使うものが発明

ビジネス方法 (29 頁)

ビジネス方法発明について少し補足しよう。本書で紹介したように、ビジネス方法特許が世界的に普及する契機となったのが、ハブアンドスポークについて特許性を認めた 1998 年の米国判決である。ビジネス方法特許は、このように金融ビジネスに関するもののほか、電子商取引の仲介・決済に関する方法に関するものが多い。

ビジネス方法は、ハードウェア資源を用いることに技術的意義を有するもののみが、その発明性を肯定してもらえる。たとえば、「郵便のダイレクトメールによる通信販売」の「郵便」を「電子メール」に置き換えても、それによって発明性が肯定されるわけではない（郵便を使うものも電子メールを使うものも、その本質は、人間の思考の産物又は取り決めにすぎないといえる）。また、従来技術と比較した場合の創作困難性（進歩性）の要件もクリアしなければ、特許してもらえない。一時期、ブームに乗ってビジネス方法の出願が相次いだが、特許取得の難しさが徐々に理解されるようになり、特許庁によると、出願件数は 2000 年をピークに減少しつづけ、近年ようやく下げ止まりの傾向にあるという¹。また、他分野と比較して、特許取得の件数自体も多くはない。

ところで、本書で紹介したマピオン特許（2756483 号）は、もうすぐその存続期間が満了する。本発明の出願日が 1995 年 7 月 14 日であるため、2015 年（今年）7 月中に特許が切れるはずである。

¹ 特許庁ホームページ「[ビジネス関連発明の最近の動向について](#)」。

Column ⑥ それでも永久機関は出願されている (25 頁)

本コラムでは、永久機関関連発明が多数出願されている事実を紹介したが、読者のみなさんは、実際に特許情報プラットフォーム検索されただろうか。筆者が 2015 年 1 月 30 日に検索してみたところ、特許関連公報はさらに 1 件増えて、71 件になっていた。

こうした通常の発明とは異なる発明(?)の奥深い世界を丹念にルポし、紹介している書籍として、稲森謙太郎氏の『[すばらしき特殊特許の世界](#)』(太田出版, 2014)がある。特許エンターテイメントともいうべき読みやすい本なので、ぜひ勉強の合間に読んでみるというと思う(同氏は、同系の書籍『[女子大生マイの特許ファイル](#)』[楽工社, 2010]の著者でもある)。

ちなみに、筆者個人は、斉藤昌寛氏の発明(?)・出願になる「将棋スポーツを、おもちゃなどにするため、その新しいスポーツ」(特許公開平 09—220307)の明細書(詳細な説明)を読んで、深く感じ入るところがあった。この発明(?)は、将棋スポーツと名付けられているが、実際のところ、ゴールキーパーに非常に大きな役割を持たせた新しい種類のサッカーである(このスポーツの本質は、**mental process**, すなわち人為的な取り決めでしかないと思われるので、斉藤氏の出願になるものは、残念ながら特許法上の発明とは言い難いのであるが…)。

Column ⑧ 自然法則利用の要件は必要か (30 頁)

本コラムでは、同要件を特許法上定めていない米国においても、発明の無限定な広がりにより一定の歯止めがかけられている例として、ハブアンドスポーク発明に係る 1998 年米国判決が「有用で、具体的でかつ現実的な結果」を要求していることを紹介した。もっとも、この基準は、その後の米国判例によって部分的に廃止されたといえそうである(廃止の“幅”については様々な解釈があり、一様でない)。今日では、当該方法が特別な機械または装置に関係していること、または特別の物を異なる状態に変換していることを要求する基準(機械・変換テスト。Machine and Transformation Test)など、様々な基準に基づいてビジネス方法の特許適格性が審査されうる。興味がおありの方は、山下弘綱『[最高裁判所 Bilski 判決以降の特許対象発明に関する連邦巡回控訴裁判所の判決](#)』特許研究 53 号 15 頁以下(2012 年)などを読まれるとよいかもしれない。

サポートページ新 QUESTION

スキー・ジャンプ競技でおなじみのV字ジャンプ。この飛型が開発されるまでは、板を揃えて飛ぶ飛型がよいとされていた。しかし、V字ジャンプは前面に風をより多く捉えて飛距離を稼ぐことができたので、以後はこれが飛型の基本になっている。

このV字ジャンプというスキーのジャンプ方法は、特許法上の発明といえるだろうか。